

特集

職務発明

過去、現在、そして未来

職務発明は特許法に規定されている

我が国では特許出願のほとんどは企業が出願人となっており、特許はその企業に与えられています。一方、出願の基となる職務発明はその企業に勤める社員が日常の職務の成果の創作として創作しています。

この職務発明は、社員の発明能力および努力があつてはじめて可能となりますが、一方、企業も発明が完成するまでに社員に設備および給料等を提供することによって多大な貢献をしています。

特許法では社員と企業との衡平を図るため、職務発明については社員が特許を受けることが原則であるが、仮に、企業の社員が職務発明について特許を取得した場合に、企業は無償でその特許発明を実施してもよいと規定しています。



しかし、実際には個人である社員が自ら特許を取得することは困難です。そこで、特許法は「職務発明」についての特許を受ける権利を発明者である社員から企業に承継させる勤務規則等を設けてもよいが、その場合には、企業は社員に相当の対価を支払わなければならないことを規定しています。

このような内容を規定した特許法第35条は、現行の特許法が制定された1959年以来40年以上の間、改正されることなく現在も効力を有しています。

相当な対価は発明者に支払われていたか？

職務発明が特許になり、企業はその特許のおかげで莫大な利益を得たとします。その職務発明をした社員にはその莫大な利益に見合う相当の対価が実際に支払われるのでしょうか？ 従来、企業の多くは勤務規則等で定めた報奨金を発明の対価として社員に支払っていました。しかし、報奨金の多くは定額であったり、または上限があつたので、発明による利益が莫大である場合は、報奨金の額が相当の対価に満たないことも多かったかもしれません。そもそも相当の対価の額はどのように決められるべきなのでしょう？

昨年5月22日に東京高等裁判所から、相当の対価についての判断が示されました。「オリンピア光学職務発明事件」と呼ばれている判決です。その判決では、「職務発明の『相当の対価』の額は企業が方法的に決めるべきではない」とされました。

「勤務規則等に発明についての報償の規定があつても、当該報償額が法の定める相当対価の額に満たないものであれば、発明者は使用者等に対し、不足額を請求できる」とされました。

職務発明についての特許を受ける権利を企業に譲渡する場合には報奨金の額をまず社員と企業とが協議して決めます。さらにこの判決によればその職務発明が特許になり、その特許のおかげで予定していた利益よりも多くの利益を得ることができた場合には、後からでも報奨金の増額を請求することができることとなります。

職務発明は今後も活発に議論される

報奨金の額があまりに少ないと優秀な頭脳が海外に流出してしまうのではないかと懸念されます。最近、企業においては発明報奨制度の見直し（拡充）または新たな制度の導入が活発化しています。これと並行して、前述の特許法第35条を改正しようとする動きがあります。

たとえば、日本知的財産協会では、報奨金について規定した第35条3項、4項を削除し、新

たに3項として、「使用者等はあらかじめ従業者等との契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利もしくは特許権を承継させ、又は使用者等のための専用実施権を設定すること、およびその場合の条件等を定めることができる。」を設けることを提案しています(2001年12月7日)。

また、知的財産国家戦略フォーラム代表 荒井寿光氏(元特許庁長官)(の中間提言) 2001年10月5日)では、職務発明の規定である特許法第35条を廃止すべきであるとの提言がされています。

もちろん、将来これらの提言通りになるとは限りませんが、経済産業省と特許庁は職務発明についての報酬を明確にするために、なんらかの方策を検討中の中です。

このように、職務発明については今後も活発に議論され、規定は大きく改正されるでしょう。あなたの職場では職務発明についてのどのような取り扱われていますか？お近くの弁理士にご相談ください。

特許庁からのお知らせ

「特許活用企業事例集」の発行について

特許庁では、各経済産業局特許室(沖縄総合事務局も含む)を通じて全国の中堅・中小企業の中から、技術開発力を特許権に結実し、新規市場に参入した企業、又は他社からの権利侵害の警告から特許権を重視した企業など、情報提供のありました161社を集めた「特許活用企業事例集」を平成13年11月に発行いたしました。(なお、特許庁ホームページでも掲載中:お知らせ/その他/工業所有権行政・一般 参照)

こうした事例を通じて、今後知的財産権の価値を再認識し、有効活用していただければ幸いです。

<問い合わせ先>
特許庁総務部技術調査課知的財産支援室
知的財産支援班

TEL 03-3592-2911(直通)

FAX 03-3580-5741

http://www.jpo.go.jp

シリーズ

「弁理士風土記」(香川編)

海上保安庁の巡視船機関士からどうい
う訳か、特許庁へ入庁し(1966年)、程
なく退官して、郷里の香川県高松市で開
業(1972年)してから30年になる。

香川県の自慢は、人によっていろいろあ
るけれど、まずは弘法大師と「こんぴらさん
それに、さぬきうどん。また、自慢にもな
らないけれど、日本がふたつ。ひとつは、日照
時間が最長。もうひとつは、県の面積が最
小(ただし、関西空港ができるまでは、下か
ら2番目だった)。

県内の弁理士数は、2人だったり、3人現
在()になったり、当県周辺の業務発生量



ヨット上の筆者

と「フランスがとれているかと思われ。

我が大浜特許事務所は、四国経済産業
局特許室や発明協会香川県支部と同じビ
ル内に入居している。特許庁のデータベース
端末まで徒歩30秒。知財関係の各種書籍
も完備していて、執務環境は抜群だが、最
近ふえてきた訴訟事件は、東京、大阪の裁
判所に集中しており、30分程度の期日出
廷でも、一日つぶれてしまう不便さはある。

私のモットーは、仕事と遊びの両立。15
年前にヨットを購入して、現在は2代目(

31フィート、12人乗り)。船名は「小麗女(こ
うるめ)」。昔、一時期住んでいた広島県呉
市沖の「小麗女島」からとった。毎年、8月
の夏休みには、10日前後のクルージングに
出る。この5年間の行動範囲は、東は瀬戸和
歌山県、西は対馬まで、四国一周が2回。
10年前の、今よりも少し元気だった頃は、
波高6〜7メートルにも達するうねりと
風の中、ブサンまで行った。ヨットは、ベッド、
流し、トイレ、シャワー(ただし、冷水)つきだ
から、3〜4人程度の生活には困らない。
魚はいくらでも釣れるから食物にも困ら
ない。昨年の四国一周では、土佐沖で50センチ
から1メートル級のシイラが合わせて9匹、
それに、佐賀関沖では真正正銘の関サバが
釣れた。ただし、関サバの登録商標(登録
第3256908号)は付いていなかった。

我が事務所の前面には、
万葉歌人 柿本人麻呂に
「玉藻よし讃岐の国は」
と歌わしめるもととなっ
た備讃の海がひろがって
いる。備讃の海の東西にひ
ろがる瀬戸内海は、大阪
湾から周防灘まで東西
400キロメートル余、全
て私の遊び場である。瀬
戸内海は、一説に名前のつ



筆者事務所と同じビル内にある四国経済産業局特許室で

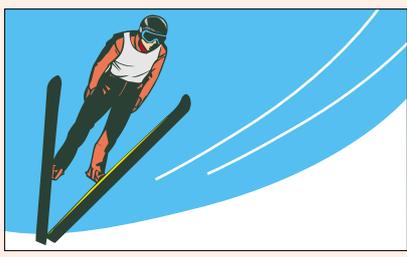
いている島だけでも三千ある
といわれる多島海。往時は
遣唐使船も通った海の道で
あり、源平合戦の舞台であり、
戦国水軍の活躍の場であつた。
私もこの海に出ると今だに
血が騒ぐ。今年も、島々の民
宿のオバ(あ)ちゃん達との再
会が楽しみである。
(大浜特許事務所弁理士
大浜博)

知的財産権 立見席

「ワザ」と「知」を競うオリンピック

米国ソルトレイクシティで開催された冬季5
輪を観戦、あらためてオリンピックがその時の
最先端技術を問う競技であることを知らされた。
オリンピックは究極まで肉体を鍛えあげ競う個人・
団体技であることは当然であるが、そのために
スポーツ科学を取り入れ、効率的に肉体を改
造することはもちろん、用具などの最先端技術
に支えられる。「知」に支えられ「ワザ」を競う
わけだが、この知を楽しむのも観戦の一つ。冬
季オリンピック競技の花形種目といえばスキ
ジャンプ競技。このスキージャンプは昔から科
学を駆使し、飛び出すタイミング、空中姿勢な
どを分析しそのデータをもとに選手を育成して
いる。

空中姿勢が並行型からV型飛行へと変化し、
当たり前となっている花形スキージャンプに今
回どんな科学的支援があったかと興味を湧かせ、
試合中に特許電子図書館を活用し最新技術
を開いてみた。メーカー名やスキージャンプを
キーワードでパソコン検索し驚いた。出願状況
を見てみるとここ2、3年のうちに競技用ウェア
が想像をこえていた。風の抵抗を考えたワニ



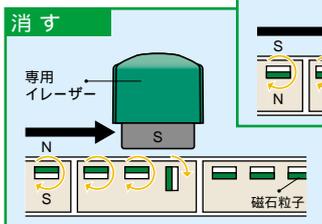
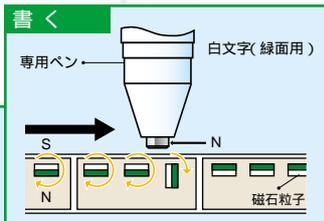
ースーツ特許の出願は競技用水着の歴史
やスピードスケートのスーツから想像され当然の
ことと受けとめた。スーツの素材を肉厚にし落
下時の衝撃を吸収し骨折などを防ぐ工夫がされ、
機能が向上しているのもなすけた。だが、ス
ーツの変化はそんなものではない、さらに機能
が加わっている。その大きな変化は飛行距離
を支援すると思える技術。最近の開発ターゲット
と見られるが、順風と逆風によってスーツが
機能を変化させるという考えだ。スーツの素
材に張りを持たせ維持する機能は翼を広げた
効果を狙ったものだろう。さらに、スーツは順風
で空気を繊維に沿って流し、スピードや揚力を
向上させた。また、逆風には風がはらむ機能が
備わっている。飛行機の翼と落下傘の機能を
合わせ持つスーツが登場していたことになる。
オリンピックは個人の能力を競うことが当然の
ことだが、さらに科学技術が加わっている。ワ
ザと知の競技であることを知らされたわけで、
次回にはさらに科学技術の追求はどこまで関
わっていくか観戦の楽しみが増す。(T.K)

ヒット商品を支えた知的財産権

「環境にやさしいパイロットのチョークレスボード」

VOL.

25



は元通り白くなる。(株)パイロットはこの基本原理について特許を取得した。特許第1135945号。
この特許を利用したパネルは、おもちゃの筆記板に採用され、今もベストセラー商品になっている。

この方式ではミルク状の液と黒い磁性粒子が主役だが、「チョークレスボード」にはさらに進んだ技術が使われている。
磁石には「N極」と「S極」とがあるが、磁石粒子の磁極を別々に色染めして、同じ磁極での反発を

利用して磁石粒子を回転させると、表面側からの書き消しが可能になる。

「チョークレスボード」のコントロールは難しい。磁石粒子がタタリにならないうように、明瞭な線は書けない。そこで磁石粒子とそれを支持する液体との関係の研究を重ねてこの商品が完成した。

図に示すように、磁石粒子のN極を緑色に、S極が白色に着色されているボードの上をN極の磁石ペンでなぞれば、磁石粒子が回転して白い筆跡が残る仕組みだ。イレーザーを使って部分的な消去もできる。訂正も可能だ。

この商品は「特許・意匠・商標等を出願し、万全の体制を整えて、昨年の夏に発売された。ホワイトボード用の色マーカーにより磁石ペンで書いた図面の上に注釈などを書き入れることもできる。

注目すべき点は、「チョークレスボード」が人間と環境に優しい商品ということだ。粉やカスが出ないから、すれて衣服を汚すこともない。インキ切れの心配もいらない。インキ溶剤の匂いもない。専用の磁気ペンイレーザーは半永久的に使用できる。

学校やオフィス、病院やクリーン環境を要求される職場で、いま注目を浴びている商品である。
(取材協力) (株)パイロット 知的財産部

7月1日は



日本弁理士会からのお知らせ

「特許・意匠・商標なんでも110番」
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金) 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。お問い合わせは下記まで
日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361
日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200
日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110



知的財産権 豆知識

25

「新弁理士試験制度」

弁理士試験は弁理士資格を付与するための国家試験であり、弁理士となるために必要な学識及びその応用能力を有しているか否かが試されるものです。規制緩和等を理由に平成14年度から新弁理士試験制度がスタートすることになりました。

弁理士試験の内容は(1)短答式筆記試験(2)論文式筆記試験(3)口述試験の3つに分かれ、(1)に合格しなければ(2)を受験することはできず、(2)に合格しなければ(3)を受験

することはできません。
まず(1)は、従来の多肢選択式筆記試験と同様のもので、5枝択式のマークシート方式で行われます。従来からの出題科目である工業所有権法・特許法・実用新案法・意匠法・商標法に、条約に加え、新制度では著作権法及び不正競争防止法についても出題されることになりました。

(2)は、必須科目と選択科目の試験があり、必須科目は従来、特許法・実用新案法・意匠法・商標法・条約の5科目について行われていましたが、新制度では、特許法+実用新案法・意匠法・商標法の3科目について行われることになりました。また選択科目は従来4科目中3科目を選択していたものが7科目のうち1科目を選択するものに変更されました。

さらに新制度では、所定の公的資格者及び一定の分野における修士・博士の学位を有する者は、申請により選択科目の免除を受けられることになりました。

(3)は、試験官から口頭試問される形式の試験で、出題科目は従来・新制度とも、論文式筆記試験の必須科目と同様です。以上のように新制度では受験負担の軽減が図られていますので、弁理士を志す多くの方にチャレンジして頂きたいと思えます。

(日本弁理士会 広報センター 山田武史)



パテント・アトニー
平成14年3月27日発行 第25号 無断転載禁止
編集/日本弁理士会広報センター
発行/日本弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188
http://www.jpaa.or.jp
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。